

船舶事故調査報告書

平成29年8月24日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	転覆
発生日時	平成29年4月11日 15時00分ごろ
発生場所	大分県国東半島北方沖 国東港古町沖防波堤灯台から真方位097° 1.6海里付近 (概位 北緯33° 41.1′ 東経131° 38.0′)
事故の概要	漁船昭栄丸は、航行中、転覆した。
事故調査の経過	平成29年4月13日、主管調査官（門司事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	漁船 昭栄丸、1.1トン
船舶番号、船舶所有者等	OT3-28270（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	船外機に濡損
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 西、風力 3、視界 良好 海象：波高 約0.5～1.5m、水温 約17℃
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、採介藻漁を終えて、大分県国東市古町漁港に向け帰航中、船首から波が打ち込んで浸水し、転覆した。</p> <p>船長は、海上に投げ出された後、本船に掴まっているところを僚船に救助された。</p> <p>本船は、別の僚船によって国東市国東港（櫛来地区）にえい航された。</p> <p>本船は、本事故時、約800kgの漁獲物を積んでいた。</p> <p>船長は、ウェットスーツを着用し、救命胴衣を着用していなかった。</p> <p>本船は、和船型で船外機を備えていた。</p> <p>本事故発生場所は、水深が約14～15mであった。</p>
分析	本船は、航行中、約800kgの漁獲物を積んでいたことから、復原力が低下していた上に船首から打ち込んだ波が自由水となって転覆したものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、航行中、約800kgの漁獲物を積んでいたため、復原力が低下していた上に船首から打ち込んだ波が自由水となって転覆したものと考えられる。
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漁獲物の積載による復原力の低下に注意すること。